

香川県報



第 87 号

平成 18 年

11月 6 日(月曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

告 示

○ 障害者自立支援法の規定による事業者及び施設の指定 (障害福祉課) 一

○ 障害者自立支援法の規定による事業者の指定 () 一

○ 平成十八年香川県告示第五百八十号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部改正 (観光振興課) 二

○ 漁業法の規定による区画漁業の免許 (水産課) 二

公 告

○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 三

○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 () 三

○ 大規模小売店舗立地法第八条第六項の規定による公告 (経営支援課) 三

○ 土地改良事業の認可（二件） (土地改良課) 三

教育委員会規則

● 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 四

警察本部告示

● 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規程の一部を改正する規程 五

人事委員会規則

● 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 五

告 示

●香川県告示第六百五十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指

定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成十八年十一月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七二二〇〇 〇八五四	生活訓練事業所 わかたけ 坂出市江尻町字南 新開一六〇〇番地 の一	社会福祉法人 若竹会 坂出市西庄町一六 六六番地四	平成十八年 十月一日	自立訓練 (生活訓練)
三七二二〇〇 〇八六二	土器川タウン 丸亀市川西町南二 〇七番地の三	社会福祉法人 鵜足津福祉会 綾歌郡宇多津町浜 五番丁五三番地一	平成十八年 十月一日	障害者支援施設 (生活介護)

●香川県告示第六百五十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十一月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七二二〇〇 〇〇六八	精神障害者グループホーム五色台 坂出市加茂町六八 〇一一	医療法人社団五色 会 坂出市加茂町九六	平成十八年 十一月一日	共同生活援助

●香川県告示第六百五十七号

平成十八年香川県告示第五百八十号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年十一月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表栗林公園北門前駐車場使用料及び栗林公園東門前駐車場使用料の収納事務及び香川県歴史博物館駐車場、栗林公園北門前駐車場及び栗林公園東門前駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務の項中「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門駐車場」に改める。

●香川県告示第六百五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成十八年香川県告示第六百十六号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業について、平成十八年十一月一日次のとおり免許した。

平成十八年十一月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 漁業の種類 第一種区画漁業
- 二 免許番号 別表のとおり
- 三 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおり
- 四 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十年九月三十日まで
- 五 制限又は条件 告示のとおり
- 六 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり

免許番号 告示中の 番号	告示中 の番号	漁業権者	
		氏名又は名称	住所
区第130号	1	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十二月十九日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十八年十月十八日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ぼのぼの福祉会
道官 敬子
 - 三 高松市鹿角町字下所九三九番地一
定款に記載された目的
- この法人は、障害を持つ人に対して、地域で自立した生活を営むために必要なサービスを提供する事業を行い、障害者の自立と社会参加に寄与することを目的とする。また、地域住民や諸学生へ交流・教育の場を提供することにより、福祉の理解・増進に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十二月十八日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十八年十月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人にこにこ三豊
汐見 美根子

三 豊市高瀬町上高瀬一八八三番地一

三 定款に記載された目的

本会は、人口の高齢化が急速に進展する中であって、高齢者や障害者などに、愛・忍耐・技術のもと、地域社会を豊かで住みよくするための福祉活動に関する事業を行い、福祉の増進と町づくりの推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により、法第五条第一項の規定によりなされた届出に対して意見を述べたので、法第八条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十一月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イ オン株式会社 千葉県千葉市美浜町中瀬一丁目五番地一

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

イ オン高松ショッピングセンター 高松市香西本町一番一ほか

三 届出年月日

平成十八年二月二十七日

四 意見の概要

1 臨港道路香西北一号线に面する出入口については、駐車場法第十一条の規定に基づき同法施行令第七条で定める技術的基準（幅員六メートル未満の道路には出入口を設けてはならないこと。）に適合しないことから、適切な対策を講じること。

2 計画店舗への経路となる香西大橋東交差点及び関係車線では、当該店舗による新たな発生交通量により、交通混雑となることから、店舗周辺の公道上の交通事故・トラブルの発生防止及び交通緩和のため、交通状況を踏まえた誘導員の適切な配置や誘導看板の設置、さらには交通誘導計画の策定など、実効性を評価した上で、適切な対策を講じること。特に、オープン時などの繁忙時の対応については十分に配慮すること。

なお、交通対策を講じるに当たっては、次のことに留意すること。
 (一) 計画する出入口八（オーバypass）の交通処理機能を最大限に活用するため、適

正な交通誘導など必要な対策を検討すること。

(二) 来店車両の想定経路への誘導については、当該店舗の立地特性を十分に考慮の上、折込チラシでの周知など、具体的な計画を検討すること。

(三) 来店車両による周辺地域の生活道路への進入防止や周辺の公道及び港湾施設における違法駐車に対する対応を十分に行うこと。

(四) 店舗周辺の公道は、大型車両の通行が頻繁に見られるなどの利用特性があることから、必要な対策を検討すること。

五 意見を述べた日

平成十八年十月二十五日

六 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年十一月六日（月曜日）から同年十二月六日（水曜日）まで

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、小豆郡土庄町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）笠瀧地区）を行うことについて平成十八年十月十八日認可した。

平成十八年十一月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月十八日認可した。

平成十八年十一月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名

神子ヶ浜地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 神子ヶ浜地区
大木戸地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 大木戸地区
大信地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大信地区
西岡地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 西岡地区

教育委員会規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する
平成十八年十一月六日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第三十一号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年香川県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号ロ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察本部告示

●香川県警察本部告示第十八号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年十一月六日

香 川 県 警 察 本 部 長 山 田 尚 義

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例施行規程（平成十二年香川県警

察本部告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「治癒」を「負傷又は疾病の治癒」に改める。

第十条第一項中「第七条第七項」を「第七条第九項」に改める。

第十九条第一項第二号中「別表第一に掲げる障害の状態の程度」を「第六条の二第一項

第二号に規定する傷病等級」に改め、同項第三号中「別表第二に掲げる障害の程度」を「

第七条第一項に規定する障害等級」に改める。

別記様式第二号（ニ）中「治らないで政令に定められている程度の障害の状態が」を

「治らず、当該負傷又は疾病による障害の程度が警察官の職務に協力援助した者の災害給

付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「政令」という。）第6条の2第1

項第2号に規定する傷病等級に該当する障害の状態であり、」を「とき、政令に定められてい

る程度の」や「場合において、政令第7条第2項に規定する障害等級に該当する」に

定める程度の」や「第7条の2第1項の国家公安委員会規則で定める障害に該当する」

に改め、同様式（三）中「政令の」を「政令第10条の4の」に改め、同様式（三）の表の

備考中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できない」を「政令第9条第1項第4号

の国家公安委員会規則で定める障害の」に改め、同様式（三）中「政令で定める」を「政

令第11条の規定により算出された」に改め、同様式（四）中「に定める障害の程度」を「

附則第2条の表に定める障害等級」に改め、同様式（4）の（注）中「警察官の職務に協

力援助した者の災害給付に関する法律施行令」を「政令」に改め、同様式（4）の表中「

等 級」を「障害等級」に改める。

別記様式第四号（裏）（注）4中「該当等級」を「該当する障害等級」に改め、同様式

（裏）（注）中「その」として、4の次に次のように加える。

5 この請求書には、負傷又は疾病の治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。

別記様式第七号（表）中「埋葬給付」を「葬祭給付」に、「305,000円」を「315,000円」に改める。

別記様式第九号（表）中「介護給付」を「休業給付」に改める。

別記様式第十二号（裏）（注）4中「支給された」を「改めた」に、「該当等級」を「該当する障害等級」に改め、同様式（裏）（注）中「その」として、4の次に次のように加える。

5 この請求書には、負傷又は疾病の治療の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。

「傷病 傷病給付年金

別記様式第十四号中 障害 給付金を 〽〽〽 〽〽〽 〽〽〽 (注) 遺族 給付年金 〽〽〽 〽〽〽 〽〽〽

〽中「氏名」や「受給権者又は代表者は、氏名」に〽〽〽。

「傷病 傷病給付年金

別記様式第十五号中 障害 給付金の 〽〽〽 〽〽〽 〽〽〽 (注) 遺族 給付年金 〽〽〽 〽〽〽 〽〽〽

〽中「氏名」や「受給権者又は代表者は、氏名」に〽〽〽。

別記様式第十六号 (〽) 中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できないような

や「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令 (昭和27年政令第429号。以下「政令」という。) 第9条第1項第4号の国家公安委員会規則で定める障害の」に〽〽〽、

「政令第6条の2第1項各号のいずれかに該当しなくなった」に〽〽〽 「年金を受けられない程度の障害に回復した」や「政令第7条第1項に規定する障害等級に該当しなくなった」に〽〽〽 「心身の故障により軽易な労務にしか従事できない」や「政令第9条第1項第4号の国家公安委員会規則で定める障害の」に〽〽〽。

「傷病 傷病給付年金の 〽〽〽 〽〽〽 〽〽〽 (注) 遺族 給付年金の 〽〽〽 〽〽〽 〽〽〽

別記様式第十七号中 障害 給付金の 〽〽〽 〽〽〽 〽〽〽 (注) 〽中「氏名」や「請求者は、氏名」に〽〽〽。

別記様式第二十三号 (注) 〽中「氏名」や「請求者は、氏名」に〽〽〽、

同様式 (注) 〽中「支給された」や「受けた」に〽〽〽 「該当等級」や「該当する障害等級」に〽〽〽。

別記様式第二十四号中「障害給付金の」に〽〽〽、

同様式 (注) 〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

中「氏名」や「請求者は、氏名」に〽〽〽、

別記様式第二十五号中「障害給付年金前払一時金」を「遺族給付年金前払一時金」に〽〽〽、

別記様式第三十号 (注) 〽中「氏名」や「報告者は、氏名」に〽〽〽、

同様式 (注) 〽中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できない」や「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令 (昭和27年政令第429号) 第9条第1項第4号の国家公安委員会規則で定める障害の」に〽〽〽。

附 則

1 この規程は、平成十八年十一月六日から施行する。

2 この規程の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第十六号による年金証書は、この規程による改正後の別記様式第十六号による年金証書とみなす。

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

〽

人事委員会規則

職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月六日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第二十六号

職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成七年香川県人事委員会規則第三号) の一部を次のように改正する。

第十五条第四号中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十八年十一月六日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています